

○国立大学法人北海道教育大学における学生の意見を取り入れた  
授業・教育課程評価に関する規則

(制 定 平成27年10月29日平成27年規則44号)

改 平成30年3月27日平成29年規則第42号  
正

(趣旨)

第1条 この規則は、北海道教育大学(以下「本学」という。)の学生の  
声を本学における教育改革に反映させるために実施する、学生の意見  
を取り入れた授業・教育課程評価に関し必要な事項を定める。

(実施体制)

第2条 本学に、学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価委員会(以  
下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、次に掲げる委員で構成する。

(1) 学長が指名する副学長 1人

(2) 前号の副学長が指名する教員 若干人

(3) 学長が募集及び選考した学部学生又は大学院生 若干人

3 前項第3号の委員の任期は、1年とする。

4 委員会に委員長を置き、第2項第1号の委員をもって充てる。

5 委員会に副委員長を置き、第2項第2号の委員の中から委員長が指名  
する。

6 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

7 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職  
務を代理する。

(実施要項)

第3条 委員会は、教員養成として適切な知識及び技能が教授されてい  
るかかどうかという視点で学部又は大学院の授業・教育課程を点検する  
ため、前条第2項第3号の委員の意見を尊重した上で点検評価実施要項  
(以下「実施要項」という。)を作成し、学長に提出する。

2 学長は、実施要項を決定し、教育研究評議会に報告する。

(点検及び評価)

第4条 委員会は、実施要項に基づいて実施する点検及び評価につい  
て、第2条第2項第3号の委員の意見を尊重した上で評価案を作成し、  
これに改善に関する意見を付して、学長に提出する。

(評価の結果の決定及び公表)

第5条 学長は、評価の結果を決定し、教育研究評議会に報告する。

2 学長は、評価の結果を、学生及び教職員に公表する。

(評価の結果に基づく改善)

第6条 学長は、評価の結果に基づき、改善が必要と認めた事項につい  
て、各校、教職大学院、研究科学校臨床心理専攻、各全学教育研究支  
援機関、保健管理センターその他の組織の長(以下「組織の長」とい  
う。)に改善を指示する。

2 前項の指示を受けた組織の長は、改善案を作成し、学長に提出する。

3 学長は、改善策を決定し、教育研究評議会に報告する。

(学生への周知)

第7条 学長は、前条に規定する評価の結果に基づく改善の状況を、学生に周知するものとする。

(雑則)

第8条 この規則に定めるもののほか、学生の意見を取り入れた授業・教育課程評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規則は、平成27年10月29日から施行する。

#### 附 則(平成30年3月27日平成29年規則第42号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。